

# 答 申 書

令和4年2月15日

松山市総合計画審議会



令和4年2月15日

松山市長 野志 克仁 様

松山市総合計画審議会  
会長 檀 裕也

第6次松山市総合計画基本構想変更（案）について（答申）

令和4年1月28日付けで諮問のあった、第6次松山市総合計画基本構想変更（案）について、別紙のとおり答申します。



第6次松山市総合計画基本構想変更(案)  
に関する答申

令和4年2月  
松山市総合計画審議会



## 1. 第6次松山市総合計画基本構想変更（案）について

### (1) 期間延長の是非について

コロナ禍は、市民生活や社会経済活動に様々な影響を及ぼすとともに、市民の意識・行動に変化をもたらしており、各種取組や指標など、第6次松山市総合計画の進捗にも大きな影響が生じています。

そのような状況では、現状・課題の分析や今後の社会情勢の見極め、さらには様々な機会を設けて市民と十分に議論することは困難であり、令和2年度から3年度にかけて市が次期総合計画の策定に着手できなかったこと、さらには着手が2年遅れたことに伴い現基本構想の期間を延長することはやむを得ないと考えます。

### (2) 延長する期間の妥当性について

令和4年度から次期総合計画の策定に着手した場合、当初の策定スケジュールやコロナ禍を踏まえた十分な議論の時間を考慮すると、次期総合計画の開始年度は、令和7年度になると見込まれます。

したがって、第6次松山市総合計画の計画期間が終了する令和4年度末から次期総合計画が開始する令和7年4月までの間、総合的かつ計画的な市政運営に空白が生じないようにするためには、現基本構想の延長期間は、2年とするのが妥当です。

なお、現基本構想を2年延長すれば、次期総合計画と松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の開始年度が重なるため、両計画の一体的な推進にも良いタイミングであると考えます。

### (3) 期間延長に合わせた基本構想の内容の見直しについて

現基本構想は、市民の意見を広く集めて策定されたまちづくりの大きな方向性であり、策定当時の経緯を尊重すべきであると考えます。コロナ禍の影響を考慮しても、2年という短期間の延長で、その方向性を変えるのは望ましくありません。

むしろ、ウィズコロナ・ポストコロナ時代のまちづくりの方向性は、次期総合計画の策定過程の中で、市民と議論を重ねながら描いていくことが望まれます。

したがって、現基本構想の変更は、期間延長とそれに伴う軽微な変更（年号や年数などの形式的な変更）にとどめるべきであると考えます。

## 2. 第6次松山市総合計画後期基本計画の変更に向けて

後期基本計画の取組や指標については、コロナ禍の影響等で、計画と現実とが大きく乖離しているものも見受けられます。

したがって、コロナ禍の影響が一時的なものなのか、今後も続いていくものなのかを可能な限り見極めながら、デジタル化やSDGs、脱炭素など、近年の社会情勢の変化等も踏まえ、適切に見直していくことが望まれます。

## 3. 次期総合計画の策定に向けて

### (1) 次期総合計画と松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合について

人口減少問題・地方創生は、持続可能なまちづくりを考える上で、避けることのできない重要課題であり、地方への関心が高まる中、特に重点的に取り組んでいくことが求められます。

そうした中、市政の最上位計画である総合計画と総合戦略とを統合して、一体的に推進すれば、両計画の整合・連携も図りやすく、施策等の実効性を高められるほか、市民にとってもわかりやすくなると考えます。

したがって、現基本構想の2年延長により、計画年度を合わせられるこのタイミングで、両計画の統合を図るのが望ましいと考えます。

なお、総合戦略との統合に当たっては、重要業績評価指標（KPI）の達成状況と市民の実感とができるだけ整合するよう、定量的指標と定性的指標のバランスをとるとともに、松山を選びたくなるような工夫や、県内・圏域内の発展にもつながる広域的な視点に立った検討が求められます。

### (2) 効果的な市民参画の手法について

次期総合計画の策定に当たっては、市民意識調査をはじめ、様々な機会を設けて市民の意見や思いをくみ取っていくことが大切です。

若い世代をはじめ、多くの市民の参画を得るためには、オンラインの活用が有効であり、さらにオンラインとリアルのハイブリッド形式にすることで、参加者の満足度を高めることができます。

また、これからのまちづくりを担う若い世代に対しては、課題から解決策を探るのではなく、若者がやりたいことから課題解決につなげていくバックキャスト型的手法を活用するのが効果的だと考えます。

# 意見集



令和4年2月15日

松山市長 野志 克仁 様

松山市総合計画審議会

会長 檀 裕也

### 松山市総合計画に関する意見集について

「松山市総合計画に関する意見集」は、第6次松山市総合計画基本構想変更(案)の審議過程において、各委員から出された意見を取りまとめたものです。

第6次松山市総合計画後期基本計画の見直しや次期総合計画の策定に当たっては、本意見集に掲げるキーワードや具体的な意見も参考にご検討いただきますよう希望いたします。



## 松山市総合計画に関する意見集

キーワード	意見
少子化と高齢化	人口減少問題では、「少子高齢化」と言われることが多いが、少子化と高齢化を分けて考えるべき。少子化の部分については、現状把握と対応をもっと掘り下げて検討する必要がある。
子育て世代の移住	内閣府や民間企業の調査では、子育て世代が移住するにあたり、「就労」、「自然環境」、「子育て環境」を重視していることが明らかになっているので、次期計画策定ではそれらを踏まえる余地がある。
子どもの貧困、教育格差	コロナ禍によって、子どもの貧困や教育格差が生じているのではないかな。
安心して子育てできる環境	乳幼児期の保育や教育の質は、40年後に子どもたちが大人になった時に、社会全体に影響することから、安心して子育てし、教育を受けられる環境というのは、ますます重要視されている。
防災への総合的な取組	松山市の防災のキーワードは「全世代型」あるいは「切れ目のない」である。防災士の数は全国一だが、その方たちや子どもたち、いろんな関係機関とのつながりなど、もっと総合的に取り組まないといけない。コロナ禍を経て、医療や福祉、介護の質、量を含めた必要性も再認識されたので、南海トラフも含め、複合災害へ向けた対応として、これまで以上に福祉政策との一体的な取組や強固な連携を築いていく必要がある。
若者を受け入れる場	防災においても、高校生の提案を活かして広報しているところがあるように、子どもたちは、まちづくりに対してもいろんな思いを持っているので、「若者が意見する場」があればよい。また、物理的な居場所がないという課題もあるので、「中高生の居場所」も必要である。そういった若者をキーパーソンとして、受け入れる場があるとよいのではないかな。
働き方の多様化	テレワークが拡大するなど、働き方が多様化している。企業が働き方の多様化に対応できる仕組みづくりを進められるよう、自治体はバックアップできないかな。
ソーシャルマーケティング	地方に拠点を移す大手企業が増えているが、それらと自治体が連携することで、自社の利益だけでなく、地域課題の解決にもつながるような活動ができないかな。例えば、移住希望者や若い世代から松山の取組に注目してもらうためのきっかけとして、ソーシャルマーケティングのスキルを活用してはどうか。
コロナ禍での女性や若者の労働状況	非正規雇用の状況の悪化など、コロナ禍で女性や若者の労働状況が悪くなっているのではないかな。
選ばれるまち	計画を見た人や企業が松山に住みたい、投資したいと思えるような工夫が求められる。ヒト、モノ、カネが集まる、選ばれるまちとはどんなまちかということを描いていく必要がある。
グローバル化とダイバーシティ	ポストコロナ時代の経済成長に「グローバル化」と「ダイバーシティ」は不可欠。コロナ後も外国人材の活用とインバウンドは松山市の経済発展の核になる。

キーワード	意見
デジタル化、GIGA スクール構想	技術の進展により社会情勢が変化するスピードは速くなっている。そうした変化をどのように取り入れていくかが課題である。
SDGs	SDGsは17の多様なゴールが設定されているが、重点項目を絞らないと力がそがれてしまうのではないかと。 また、SDGsの目標年は2030年であることから、次期総合計画の策定に当たっては、ポストSDGsも見据えなければならない。2030年に達成していない目標がたくさん出てくると思うので、2035年まで見据えた形の目標設定ができるといい。
超長期的な視点	脱炭素が2050年を見据えているように、超長期的な視点で計画期間のもっと先を見据えた上で、バックキャストしていくことが重要である。
コロナ禍での地域活動	コロナ禍によって地域が分断されており、コミュニティをどう元気にしていくのかが課題である。経済活動を止めない手法は生まれているが、同様に地域活動・コミュニティ活動を止めないやり方を考えていけたらよい。その時に、地域の支え合いについて考えるなど、コラボレーションや協働を進めるきっかけにしていければよい。
連携・共存	人口減少問題については、松山市だけで数字を出していいのか。単純に松山だけ人が増えても、周りの人口が減っては、経済的に幸せということにはならない。SDGsの考え方と同じように、連携や共存といったイメージがあれば、ほかの市町とも連携しながら取り組めるのではないかと。

# 參考資料



## 松山市総合計画審議会委員名簿

所属等	氏名
松山東雲女子大学心理子ども学科 准教授	影浦 紀子
松山大学 副学長・経営学部教授	◎ 檀 裕也
愛媛大学防災情報研究センター 特定教授	中尾 順子
松山商工会議所 事務局長	中矢 斉
特定非営利活動法人ワークライフ・コラボ 理事長	堀田 真奈
愛媛大学社会連携推進機構 教授・SDGs 推進室副室長	○ 前田 眞
聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授	村岡 則子

(氏名 50 音順)

◎=会長、○=副会長



## 松山市総合計画審議会 開催日程

	審 議 内 容 等	開 催 日	場 所
第 1 回	諮 問 議 事 第 6 次松山市総合計画基本構想変更（案） について審議	1 月 28 日（金）	松山市役所本館 5 階 本部会議室
第 2 回	議 事 ①第 1 回審議会の総括 ②答申（案）について審議	2 月 3 日（木）	松山市役所本館 5 階 本部会議室
答申式	答 申	2 月 15 日（火）	松山市役所本館 3 階 市長応接室



○松山市総合計画審議会条例

昭和47年10月5日

条例第32号

改正 昭和51年 7月 5日 条例第31号

平成 4年 3月 25日 条例第 1号

平成10年 3月 23日 条例第 1号

平成14年 3月 20日 条例第 3号

平成15年12月19日 条例第39号

(設置)

第1条 松山市総合計画策定に関し、審議するため地方自治法(昭和22年法律第67号)

第138条の4第3項の規定による松山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、松山市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務

を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年7月5日条例第31号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月23日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月20日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月19日条例第39号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。